

外国為替証拠金取引（積立 FX）約款

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条～第 3 条 （略）</p> <p>（取引口座）</p> <p>第 4 条 1～3 （略） （削除）</p> <p>第 5 条～第 6 条 （略）</p> <p>（建玉限度額）</p> <p>第 7 条 （略）</p> <p>2 本取引によって生じた損失の累計額が当社の定める額に達した場合、当社は、お客様の新規注文に対して制限を加える場合があります。</p> <p>第 8 条～第 21 条 （略）</p> <p>（差引計算）</p> <p>第 22 条 お客様は、期限の到来、期限の利益の喪失、その他の事由によってお客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合、当社が、当社の判断によって当該債務とお客様の当社に対する債権とを、その期限の如何にかかわらず、ま</p>	<p>第 1 条～第 3 条 （略）</p> <p>（取引口座）</p> <p>第 4 条 1～3 （略）</p> <p>4 当社は、満 18 歳以上 20 歳未満(既婚者を除く。以下「未成年者」といいます)のお客様が本取引口座の開設を申し込まれた場合、法定代理人から別途同意書等の提出を求めるものとします。</p> <p>第 5 条～第 6 条 （略）</p> <p>（建玉限度額）</p> <p>第 7 条 （略）</p> <p>2 <u>未成年者のお客様について</u>、本取引によって生じた損失の累計額が当社の定める額に達した場合、当社は、お客様の新規注文に対して制限を加える場合があります。</p> <p>第 8 条～第 21 条 （略）</p> <p>（差引計算）</p> <p>第 22 条 お客様は、期限の到来、期限の利益の喪失、その他の事由によってお客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合、当社が、当社の判断によって当該債務とお客様の当社に対する債権とを、その期限の如何にかかわらず、ま</p>

た、お客様に事前に通知することなくいつでも相殺することができるものとします。

2 当社は、前項の相殺ができる場合、事前の通知および所定の手続きを省略し、お客さまに代わり証拠金および預け金の払い戻しを受け、お客さまの債務の弁済に充当することができるものとします。

3 第1項の相殺における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利息については当社の定める料率によるものとします。

4 お客様は、第1項の相殺における債権債務の支払通貨が異なるときに適用する為替レートを、当社が妥当と判断する実勢の為替レートを適用するものとします。

第23条～第26条 (略)

(届出事項の変更届出)

第27条 お客様は、当社に届け出ている氏名若しくは名称、又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があった場合、当社に対し直ちに書面、又は電磁的な方法をもってその旨を届出るものとします。

2 お客様が前項の手続きを行わないなど、お客様の責めに帰すべき事由によって、当社にてお客様の所在が不明となり、又は連絡不能となった場合、当社が住所確認等の必要な手続きを行う場合があります。この場合、当社の定めるところにより、手数料を徴収することがあります。

第28条～第31条 (略)

(解約)

第32条 当社は、次に掲げる各号に該当した場合、本取引口座を解約できるもの

た、お客様に事前に通知することなくいつでも相殺することができるものとします。

(追加)

2 前項の相殺における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利息については当社の定める料率によるものとします。

4 お客様は、第1項の相殺における債権債務の支払通貨が異なるときに適用する為替レートを、当社が妥当と判断する実勢の為替レートを適用するものとします。

第23条～第26条 (略)

(届出事項の変更届出)

第27条 お客様は、当社に届け出ている氏名若しくは名称、又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があった場合、当社に対し直ちに書面、又は電磁的な方法をもってその旨を届出るものとします。

(追加)

第28条～第31条 (略)

(解約)

第32条 当社は、次に掲げる各号に該当した場合、本取引口座を解約できるもの

とします。ただし、解除時においてお客様が本取引に係る未決済建玉を有している場合、又はお客様が当社に対する債務を負担している場合、必要な限度において本約款が適用されるものとします。

① (略)

② 相当な期間、取引がない場合

③～⑦

第 33 条～第 37 条 (略)

(2022 年 4 月施行)

とします。ただし、解除時においてお客様が本取引に係る未決済建玉を有している場合、又はお客様が当社に対する債務を負担している場合、必要な限度において本約款が適用されるものとします。

① (略)

(追加)

②～⑥

第 33 条～第 37 条 (略)

(2022 年 2 月施行)